

発議第9号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成27年10月7日

伊勢市議会教育民生委員会

委員長 中村豊治

## 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」、「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが制度の趣旨である。

1985年以降、義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、2006年からは国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源の中に組み込まれている。しかし、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率（措置率）が年々低下している。各自治体の財政状況により地域間格差も広がっている。

2014年度、三重県内小中学校においては総額で約7億円が教材費として措置されたが、これは地方交付税上の予算措置額の58.5%にとどまっており（各市町調べ）、まだまだ低い状況である。県内各市町でも本来なら100%措置されるものであるが、措置率の最高は、136%、最低で13%となり市町間格差も広がっている。

未来を担う子どもたちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々の方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められる。

よって、国におかれては、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

伊勢市議会議長 小山 敏

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

殿